令和７年　　４月　９日

保護者の皆様へ

施設長　小沼　順子　様

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和6年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和5年4月～令和6年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	85,996	145,456	146,266	146,266	146,266	144,706	85,796	144,026	143,106	142,816	137,686	78,556
		3歳児	85,996	86,886	87,696	87,696	87,696	86,136	85,796	85,456	84,536	84,246	79,116	78,556
		4歳以上児	66,536	67,426	68,236	68,236	68,236	66,676	66,336	65,996	65,076	64,786	59,656	68,826
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	219,590	219,510	219,370	219,310	219,240	219,190	219,190	219,220	219,240	219,240	219,150	227,310
	短時間		216,060	215,980	215,840	215,780	215,710	215,660	215,660	215,690	215,710	215,710	215,620	223,780
	標準時間	1・2歳児	125,320	125,240	125,100	125,040	124,970	124,920	124,920	124,950	124,970	124,970	124,880	133,040
	短時間		121,790	121,710	121,570	121,510	121,440	121,390	121,390	121,420	121,440	121,440	121,350	129,510
	標準時間	3歳児	67,360	67,280	67,140	67,080	67,010	66,960	66,960	66,990	67,010	67,010	62,060	65,830
	短時間		63,830	63,750	63,610	63,550	63,480	63,430	63,430	63,460	63,480	63,480	58,530	62,300
	標準時間	4歳以上児	48,860	48,780	48,640	48,580	48,510	48,460	48,460	48,490	48,510	48,510	43,560	56,580
	短時間		45,330	45,250	45,110	45,050	44,980	44,930	44,930	44,960	44,980	44,980	40,030	53,050

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	3,120	4,560	4,560	3,360	720	4,320	4,800	4,800	3,840	3,840	4,320	3,360
2号認定子ども	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800